

国立大学法人 京都大学複合原子力科学研究所
核燃料物質使用施設
平成30年度第2回保安検査報告書

平成30年11月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項	3
4. 特記事項	3

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添参照)

平成30年8月31日(金)

(2) 保安検査実施者

熊取原子力規制事務所

原子力保安検査官 渡辺 眞樹男

原子力保安検査官 佐田 晋

原子力保安検査官 古井 和平

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目(下線は保安検査重点項目に基づく検査項目)

① 非常時の措置状況について

② 核燃料物質の貯蔵及び臨界管理の実施状況について

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「非常時の措置状況について」及び「核燃料物質の貯蔵及び臨界管理の実施状況について」の2項目について、書類検査及び聴取により保安規定の遵守状況を確認した。

「非常時の措置状況について」は、使用施設が臨界装置(以下、「KUCA」という)建屋内にあることから、原子炉施設保安規定第8章第1節「緊急時の組織及び職務」で規定する組織を共通組織とすることとし、京都大学複合原子力科学研究所長(以下、「所長」という)は保安規定41条に定める非常時要員を組織するとともに、緊急時の参集に必要な緊急連絡システムを整備していることを確認した。

また、所長は、緊急時に使用する防災用資機材及び通信用資機材の整備を行うとともに、特別燃料貯蔵室(以下、「貯蔵室」という)壁の管理を実施していることを確認した。

なお、中央管理室長は、非常時に係わる教育として、運用要領、非常事態の措置等について教育を計画し、所長の承認を受けて実施していることを確認した。

「核燃料物質の貯蔵及び臨界管理の実施状況」については、貯蔵室における臨界管理について、保安規定32条別表9の取扱い制限に基づき、核燃料物質を質量管理していること、また、取扱いについては保安規定34条に従って保安上必要な事項を掲示していることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項

は認められなかった。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 非常時の措置状況について

「緊急対策本部構成員」については、KUCAとのリスク評価比較により、使用施設が臨界としてのリスクがなく、非常事態の発生する建屋を共にするKUCAが先に非常事態になると評価していることから、使用施設の非常事態組織とKUCAを共通組織としていることを聴取及び緊急対策構成員名簿(平成30年4月1日)により確認した。また、緊急作業団については緊急事態発令時に緊急対策本部の下で活動することを聴取により確認した。

所員の参集については、緊急時体制発令時(緊急時体制発令時が予想される場合を含む)に緊急対策本部が設置され、緊急作業団を招集するため所内一せい放送のほか中央管理室からの緊急呼出システム(メール)により緊急対策本部員に緊急呼び出しの連絡を実施すること、祝日・夜間については、各班長から各班員に参集をさせる場合に、近傍在住の所員を優先的に参集することができるよう管理していることを聴取及び「緊急対策本部構成員」並びに「緊急作業団・自衛消防団名簿」により確認した。

非常事態に対応するための資機材については、「原子力事業者防災業務計画」に記載し、原子力防災資機材及び通信用資機材として管理されていることを確認した。また、6ヶ月毎に点検されて異常のないことを確認していることを「核燃料物質使用施設の巡視点検記録」により確認した。

また、所長は、特別燃料貯蔵室(以下、「貯蔵室」という)壁の管理を実施していることを確認した。

要員に対する教育については、平成30年度教育が4月10日に実施されたこと、当該教育に非常の場合にとるべき処置に関する教育が含まれていることを「平成30年度教育訓練実施計画」及び「教育訓練実施報告書」等及び聴取により確認した。

以上のことから、非常事態が発生した場合の措置については、今回の保安検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。

② 核燃料物質の貯蔵及び臨界管理の実施状況について

核燃料物質の貯蔵及び臨界管理の実施状況については、核燃料物質の貯蔵に関して運搬の実績はなく、保安規定32条別表9の取扱い制限量に基づき、核燃料物質を質量管理していることを「KUFFSの記録」及び聴取により確認した。

また、取扱いについては保安規定34条に従って保安上必要な事項を掲示していることを現場確認により確認した。

核燃料物質の保管状況については、「特別核燃料貯蔵室のKUFFS保管状況の確認報告書」により異常のないことを確認した。

また、貯蔵に関する安全上必要な注意事項の掲示については、核燃料物質の種

類、取扱制限量、年間使用予定量及び取扱い時の注意事項として臨界量以下であることの確認、取扱い制限量以下の確認、年間使用予定量以下の保管及び固体及び液体の放射性廃棄物の廃棄を行わないこと等について貯蔵室に掲示していることを現場確認により確認した。

以上のことから、核燃料物質の貯蔵及び臨界管理については、今回の保安検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。

3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添)

保安検査日程

月日	8月31日(金)
午前	●初回会議 ◎①非常時の措置状況について ○②核燃料物質の貯蔵及び臨界管理の実施状況について ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
午後	なし
勤務時間外	なし

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視